

令和4年度農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業のうち
コメ・コメ加工品規制対応緊急対策事業に係る追加公募要領

制定 令和5年7月20日付け5農産第1633号

第1 総則

コメ・コメ加工品規制対応緊急対策事業に係る公募の実施については、この要領に定めるものとします。

第2 趣旨

2025年までに2兆円、2030年までに5兆円という輸出額目標の達成に向けて、環太平洋パートナーシップ協定、日EU経済連携協定、日米貿易協定、日英包括的経済連携協定及び地域的な包括的経済連携協定の発効等による関税撤廃・削減等の成果を最大限に活用し、輸出拡大が見込まれる国・地域におけるコメ・コメ加工品の需要開拓を推進するため、コメ・コメ加工品の輸出先国・地域における国内規制対応及び海外実需者が求める国際認証取得等を推進することを目的として本事業を実施します。

第3 事業の内容等

1 事業の対象

本事業の対象となる品目は、コメ及びコメ加工品とします。

2 事業の内容

別表1の第1欄に掲げるとおりとします。

第4 応募団体の要件

本事業に応募できる団体は、別表1の第2欄に掲げる団体であって、以下の全ての要件を満たすものとします。（別表1参照）

- 1 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有する団体であり、本事業で取り扱う品目に関する専門的知識を有すること。
- 2 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあってはこれに準ずるもの）を備えていること。
- 3 本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- 4 日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金等の適正な執行に関し責任を持つことができる団体であること。
- 5 法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他の経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
- 6 本事業の実施に当たり、事業実施可能な体制を有していること。

第5 補助対象経費

補助対象経費は、別表1の第3欄に掲げるとおりとします。

なお、各経費の内容等については、別表2に掲げるとおりとします。

応募に当たっては、本事業期間における所要額を算出していただきますが、実際に交付される補助金の額は、申請書類に記載された事業実施計画等の審査の結果等に基づき決定されることとなりますので、必ずしも所要額と一致するとは限りません。

また、所要額については千円単位で計上することとします。

第6 申請できない経費

第5の規定にかかわらず、次の経費は、本事業の実施に必要であっても、申請できません。

- 1 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月給めの給与、賞与、退職金その他各種手当）
- 2 本事業の実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- 3 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額）
- 4 飲食費（会議における茶、コーヒー等簡素な茶菓代を含む。）
- 5 査証又はパスポートの取得及び傷害保険等任意保険（展示会等の出展に要する保険料を除く。）の加入に要する経費
- 6 宿泊施設（ホテル）の付加サービス（ミニバー、ランドリー、電話、インターネット等）の利用に要する経費
- 7 本事業の実施に限らず使用できる汎用性の高い機器（パソコン、タブレット、携帯電話、Wi-Fiルーター、プリンター、デジタルカメラ等）に要する経費
- 8 補助事業者が実施する他の事業と区分できない経費
- 9 本事業の実施に要した経費であることを証明することができない経費

第7 補助金額及び補助率

補助金の総額は47,000千円であり、この範囲で事業実施に必要となる経費を助成します。なお、補助金額については、補助対象経費等の精査により減額することがあるほか、補助事業により収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となる場合があるので、留意してください。

補助率については、別表1の第4欄に掲げるとおりとします。

第8 補助事業の実施期間

本事業の実施期間は、補助金交付決定の日から令和6年3月31日までとします。

第9 申請書類の作成及び提出

- 1 申請書類の作成

提出すべき申請書類は、以下のとおりとします。

(1) 事業に係る課題提案書（別紙様式1）

提案の内容は、別表1の第1欄の事業内容及び第3欄の補助対象経費の範囲に照らして適当なものであることとし、以下を添付してください。

① 応募団体に関する事項（別紙様式2）

② 取組内容及び経費に関する事項（別紙様式3）

③「謝金」又は「賃金」を経費として計上した場合は、その単価の根拠となる資料

(2) 応募団体の業務・活動内容等を示した資料（パンフレット、リーフレット等）

(3) 応募団体に係る定款、経歴（沿革）、決算（営業）報告書直近3年度分（又はこれらに準ずるもの）、構成員や会員を記載した名簿

(4) その他、上記の書類に記載することが困難な資料

※ 上記(1)～(4)の資料は、資料ごとに電子データにまとめ、提出してください。

2 課題提案書等の提出期限及び提出先

課題提案書等の提出期限及び提出先については、公示のとおりです。

3 課題提案書等の提出に当たっての注意事項

(1) 事業実施計画等申請書類は、様式に沿って作成してください。

(2) 申請書類に虚偽の記載、不備等がある場合、申請は無効となりますので、本要領等を熟読の上、注意して作成してください。

(3) 申請書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。

(4) 申請書類の提出は、原則として電子メールによることとし、やむを得ない場合には、郵送又は宅配便（バイク便含む。）、持参も可としますが、ファックスによる提出は、受け付けません。

(5) 申請書類をメールで送付する場合は、件名を「コメ・コメ加工品規制対応緊急対策事業公募申請書（〇〇〇〇）」としてください。（※〇〇〇〇は申請者名）。

なお、メール受信トラブル防止のため、メール送付後、(9)の問合せ先に御連絡ください。

(6) 申請書類を郵送する場合は、件名を「コメ・コメ加工品規制対応緊急対策事業公募申請書類在中」と朱書きし、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法としてください。また、提出期限前に余裕を持って投かんするなど、必ず提出期限までに到着するようにしてください。

(7) 提出後の申請書類については、原則として資料の追加や差し替えは不可とし、採用・不採用にかかわらず返却しませんので、御了承ください。

(8) 提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用しません。

(9) 本事業に関する問合せ先及び事業担当課は、次のとおりです。なお、問合せの受付時間は月曜日から金曜日まで（祝祭日を除く。）の午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とします。

農林水産省農産局農産政策部企画課米穀貿易企画室米穀輸出企画班

電話番号：03-6738-6069（直通）

メールアドレス：kome_yusyutu@maff.go.jp

第10 補助金交付候補者の選定

提出された申請書類については、次の 1 から 4 までに掲げるとおり事業担当課において事前確認、事前整理等を行った後、農産局長が別に定めるところにより設置する選定審査委員会（以下「委員会」という。）において、審査基準に基づき審査を行い、補助事業者となり得る候補（以下「補助金交付候補者」という。）を選定するものとします。

1 審査の手順

審査は、以下の手順により実施します。

（1）書類確認等

提出された申請書類について、応募要件及び申請書類の内容を確認し、必要に応じて問合せ等をした上で、事前整理を行います。

なお、本要領に基づく応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査対象から除外されます。

（2）委員会による審査

事前整理を踏まえ、委員会において審査を実施し、予算の範囲内において得点が高い者から順に補助金交付候補者に選定します。

2 審査の観点

審査は、補助事業者の適格性、事業の内容及び実施方法、事業の効果、行政施策等との関連性等を勘案して総合的にを行います。

3 審査の基準

（1）補助事業者の適格性については、次の項目を審査します。

なお、申請書類の提出から過去 3 年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 17 条第 1 項又は第 2 項に基づき交付決定の取消しがあった補助事業等において、当該取消しの原因となる行為を行った補助事業者等又は間接補助事業者等については、本事業に係る補助事業者の適格性の審査においてその事実を考慮することとします。

① 実施体制の適格性

② 知見、専門性及び類似・関連事業の実績等

（2）事業内容及び実施方法については、次の項目を審査します。

① 事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性

② 経費配分の適正性

（3）事業の効果については、次の項目を審査します。

① 期待される効果

② 波及効果

（4）行政施策との関連性については、審査において特に考慮されます。

① 具体的な輸出数量、額等の数値目標が設定されていること。

② 事業内容及び目標が、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和 2 年 12 月 15 日農林水産部・地域の活力創造本部決定）と整合のとれた成果目標、事業内容となっていること。

③ 全国規模の体制で影響力の高い活動を実施する組織・事業計画となっていること（構成員等の輸出額が日本の輸出額の相当数を占めている、輸出産地リストに掲載されている者のうち概ねの者が構成員等となっている等）。

4 審査結果の通知

農産局長は、委員会における審査を踏まえ、補助金交付候補者を選定し、補助金交付候補者となった応募者に対してはその旨を、それ以外の応募者に対しては補助金交付候補者とならなかった旨を、それぞれ通知します。

審査結果の通知については、補助金交付候補者には補助金の交付の候補者となった旨をお知らせするものであり、補助金の交付は、別途、必要な手続を経て、正式に決定されることになります。

補助金交付候補者については、農林水産省のホームページで公表します。

委員会の議事及び審査内容については、非公開とします。また、審査委員は、審査において知ることのできた秘密について、審査委員の職にある期間だけではなく、その職を退いた後についても第三者に漏えいしないという、秘密保持の遵守が義務付けられています。

なお、補助金交付候補者の決定に関する審査の経過、審査結果等に関する問合せにはお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。

第 11 交付決定に必要な手続等

補助金交付候補者は、国の指示に従い速やかに、農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業交付等要綱（令和 4 年 12 月 2 日付け 4 輸国第 3859 号農林水産事務次官依命通知）及びコメ・コメ加工品規制対応緊急対策事業実施要領（令和 3 年 1 月 28 日付け 2 政統第 1929 号農林水産省政策統括官通知。以下これらを「要綱等」という。）に基づき、補助金の交付を受けるために提出することとなっている交付申請書及び事業実施計画書（以下「申請書等」という。）を事業担当課に提出していただきます。申請書等を事業担当課等が審査した後、問題がなければ交付決定通知を発出します。

なお、申請書等の内容については、審査結果に基づいて修正していただくことがあります。

第 12 重複申請等の制限

同一の提案内容で他の事業（農林水産省又は他省庁等の補助事業等）への申請を行っている場合、申請段階（補助金交付候補者として選定されていない段階）で、本事業に応募することは差し支えありませんが、他の事業への申請内容や他の事業の選定の結果によっては、この事業の審査の対象から除外され、又は補助金交付候補者の選定の決定若しくは補助金の交付決定が取り消される場合があります。

第 13 補助事業者の責務等

補助事業者には、本事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の条件を守っていただきます。

1 事業の推進

補助事業者には、要綱等を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般に関する責任を負っていただきます。特に申請書等の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行ってください。

2 補助金の経理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理管理、機器整備等の財産の取得及び管理等をいう。以下同じ。）の実施に当たっては、次の点に留意する必要があります。

- (1) 補助事業者は、交付を受けた補助金の経理に当たっては、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）に基づき、適正に執行すること。

- (2) 補助事業者は、補助金の経理を補助事業者の会計部署等において実施すること。

なお、特殊な事情により、当該補助事業者の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合は、国内に居住し、各補助事業者が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。

3 取得財産の管理

本事業により取得又は効用の増加した事業の設備等の財産（以下「取得財産等」という。）の所有権は、補助事業者に帰属します（補助事業者の代表者個人には、帰属しません。）。

ただし、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

- (1) 取得財産等については、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間（以下「処分制限期間」という。）においては、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません（他の用途への使用はできません。）。

- (2) 取得財産等のうち 1 件当たりの取得金額が 50 万円以上のものについて、処分制限期間において、補助金交付の目的と異なる使用、譲渡、交換、貸付等を行う場合は、事前に農林水産大臣の承認を受けなければなりません。

なお、農林水産大臣が承認した取得財産等の処分によって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付していただくことがあります。

4 知的財産権の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「知的財産権」という。）が発生した場合、当該知的財産権は補助事業者に帰属しますが、当該知的財産権の帰属に関し、次の条件を守っていただきます。

また、事業の一部を補助事業者から受託する者にあっても、同様に以下の条件を守っていただきます。

- (1) 本事業により成果が得られ、知的財産権の出願及び取得を行った場合には、その都度遅滞なく国に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該知的財産権を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- (3) 当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明

らかにして当該知的財産権を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。

(4) 本事業による成果物の使用管理については、正当な理由がある場合を除き、農林水産省の指導に従うこと。

(5) 本事業期間中及び本事業終了後5年間に於いて、補助事業者及び本事業の一部を受託する者は、本事業の成果である知的財産権について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾する場合には、事前に農林水産省と協議して承諾を得ること。

なお、補助事業者と当該事業の一部を受託する者との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行ってください。

5 収益状況の報告及び収益納付

事業成果の実用化等に伴い収益が生じた場合には、要綱等に従い収益の状況を報告することとし、相当の収益を得たと認められるときは、交付を受けた補助金の額を限度として、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付していただきます。

6 事業成果等の報告及び発表

事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、本事業終了後、要綱等に基づき必要な報告を行っていただきます。また、農林水産省は、あらかじめ補助事業者にお知らせした上で、報告のあった事業成果を公表できるものとします。

本事業により得られた成果については、広く普及・啓発に努めてください。

また、本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じ発表していただくことがあります。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、本事業によるものであること、論文等の見解が農林水産省の見解でないことを必ず明記し、発表した資料等については農林水産省に提出してください。

7 国による事業成果等の評価に係る協力

本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して、必要に応じて国による評価を行います。その際、ヒアリング等の実施について協力をお願いすることがあります。

第14 補助事業における利益等排除

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合には、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何にかかわらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられることから、以下のとおり利益等排除方法を定めます。

1 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者が以下の（1）から（3）までの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とします。

（1）補助事業者自身

（2）100%同一の資本に属するグループ企業

- (3) 補助事業者の関係会社（補助事業者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条の親会社、子会社及び関連会社並びに補助事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記（2）を除く。以下同じ。）

2 利益等排除の方法

(1) 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できるときは、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は 0 とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

(3) 補助事業者の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額以内であると証明できるときは、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は 0 とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明して頂きます。また、その根拠となる資料を提出して頂きます。

第 15 公示への委任等

本要領に定めるもののほか、本事業の公募に関し必要な事項は、公示で定めます。公示は、農林水産省内の掲示板及び農林水産省のホームページに掲載します。

また、この公示に併せて事業担当課は、公募開始等について周知に努めることとします。